明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五十億円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、平成二十八年二月二十二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年三月二十五日

掲載頁　八十六頁（号外第六十六号）

平成二十八年二月二十三日

東京都品川区東品川二丁目四番一一号

キヤノンＭＪアイティグループホールディングス株式会社

代表取締役社長　神森　晶久

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三千五百九十七万五千円、資本準備金の額を一億五千五百九十七万五千円減少し、それぞれ五千万円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、平成二十八年三月下旬を予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年七月二十四日

掲載頁　五十二頁（号外第一六七号）

平成二十八年二月二十三日

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目三四番七号

アスカティースリー株式会社

代表取締役　小林　俊雄

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千万円、資本準備金の額を七千九百九十二万千九百六十二円減少し、それぞれ〇円、〇円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十八年四月一日であり、株主総会の決議は平成二十八年二月二十二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年六月三十日

掲載頁　一四二頁（号外第一四六号）

平成二十八年二月二十三日

大阪府岸和田市宮本町二六番一五号

泉銀総合リース株式会社

代表取締役　横田　武利

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年三月九日を基準日と定め、同日午前八時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十八年三月二十四日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十八年二月二十三日

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目三四番七号

アスカティースリー株式会社

代表取締役　小林　俊雄

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年三月九日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十八年三月二十二日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十八年二月二十三日

東京都千代田区神田錦町三丁目四番二号

ダイナエアー株式会社

代表取締役　宮内　彦夫

基準日設定につき通知公告

当社は、基準日より三箇月以内に開催予定の臨時株主総会において、議決権を行使できる株主を確定するため、平成二十八年三月十日を基準日として定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十八年二月二十三日

東京都台東区蔵前四丁目一一番六号

株式会社スタージェン

代表取締役　加来　淳一

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年三月九日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十八年三月十七日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十八年二月二十三日

東京都中央区築地五丁目六番一〇号

株式会社インターネットインフィニティー

代表取締役　別宮　圭一

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年三月十二日を基準日と定め、同日十七時三十分現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十八年三月三十日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十八年二月二十三日

名古屋市中区丸の内三丁目二二番七号

糸重株式会社

代表取締役　祖父江重久

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年三月九日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十八年三月二十五日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十八年二月二十三日

京都市東山区問屋町通り正面上る鍵屋町四八五番地

津田電線株式会社

代表取締役　津田　幸平

株式交換につき株券等提出公告

当社は、中央高速印刷株式会社を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十八年三月三十日までに当社にご提出下さい。

平成二十八年二月二十三日

長野県下伊那郡松川町生田九〇〇番地一

ユニプリント株式会社

代表取締役　稲垣　健治

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である飯田哲也が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年二月二十三日

東京都港区赤坂二丁目二三番一号アークヒルズフロントタワーＲｏＰ

Swift Technical Singapore Pte. Ltd.

日本における代表者　飯田　哲也

限定承認公告

本籍埼玉県さいたま市西区宮前町二一一五番地一、最後の住所埼玉県さいたま市西区宮前町二一一五番地一　被相続人　亡　古内　眞也

右被相続人は平成二十七年十二月十日死亡し、その相続人は平成二十八年二月十五日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月二十三日

埼玉県さいたま市西区宮前町二一一五番地一

相続財産管理人　古内　恵

限定承認公告

本籍京都市伏見区小栗栖中山田町五〇番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　増田　則行

右被相続人は平成二十七年十一月七日死亡し、その相続人は平成二十八年二月十日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月二十三日

京都府宇治市五ケ庄一番割七四―四四

限定承認者　増田　慎吾

取消公告

平成二十八年一月二十一日掲載の左記会社に係る合併公告は取消します。

平成二十八年二月二十三日

山口県宇部市明治町一丁目九番一五号

（甲）宇部商事株式会社

代表取締役　野間　浩

山口県宇部市大字沖宇部五二五三番地

（乙）株式会社宇部デリバリー

代表取締役　野間　浩

正　誤

平成二十八年一月二十七日公布人事院規則一〇―五―九（人事院規則一〇―五（職員の放射線障害の防止）の一部を改正する人事院規則）（原稿誤り）

二ページ一段終りから一三行目は次のとおりの誤り。

第二十一条第一号中「第三項第一号」を「第四条の二第一号」に、「同条第二項」を「第四条第二項」に、「第三項第二号」を「第四条の二第二号」に改め、同条に次の一項を加える。

同ページ二段一行目の前に次のように加える。

第二十二条第一号中「第三項第一号」を「第四条の二第一号」に、「同条第二項」を「第四条第二項」に、「第三項第二号」を「第四条の二第二号」に改める。

◉号外　二月二十三日付第三八号四
達第三五号二四ページ
八ページ●同日付第三九号四八ページ●同日付政府調

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）